

# JIS

## 電気転てつ機

JIS E 3010 : 2021

(JREEA/JSA)

令和 3 年 2 月 19 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	秋山 進	株式会社デンソー (公益社団法人自動車技術会)
	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市川 直樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木村 たま代	主婦連合会
	佐伯 誠治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	長野計器株式会社
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	久田 真	東北大学
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	藤本 浩志	早稲田大学
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：令和 3.2.19

官 報 掲 載 日：令和 3.2.19

原 案 作 成 者：一般社団法人日本鉄道電気技術協会

(〒110-0005 東京都台東区上野 2-12-20 NDK ロータスビル TEL 03-3837-5484)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省鉄道局 技術企画課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	3
5 機能, 動作及び方式	3
5.1 電気転てつ機の機能	3
5.2 電気転てつ機の動作	4
5.3 電気転てつ機の方式	4
6 性能及び構造	5
6.1 在来線用電気転てつ機の性能及び構造	5
6.2 新幹線用電気転てつ機の性能及び構造	5
6.3 側線用電気転てつ機の性能及び構造	5
附属書 A (規定) 在来線用電気転てつ機	6
附属書 B (規定) 新幹線用電気転てつ機	15
附属書 C (規定) 側線用電気転てつ機	24
解 説	29

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本鉄道電気技術協会 (JREEA) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## 電気転てつ機

## Electric point machines

**1 適用範囲**

この規格は、鉄道用分岐器のポイント又は可動クロッシングなどの転換に用いる電気転てつ機について規定する。

**2 引用規格**

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS E 1311** 鉄道一分岐器類用語

**JIS E 3013** 鉄道信号保安用語

**JIS E 3014** 鉄道信号保安部品－振動試験方法

**JIS E 3017** 鉄道信号保安部品－防水試験方法

**JIS E 3021** 鉄道信号保安部品の絶縁抵抗及び耐電圧試験方法

**3 用語及び定義**

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS E 1311** 及び **JIS E 3013** によるほか、次による。

**3.1****動作かん**

転換力を直接外部に伝達する機構部分。

**3.2****可動レール**

ポイント、可動クロッシングなどで、電気転てつ機によって動かされるレール。

**3.3****分岐器の鎖錠**

列車が所定の方向に通過できるように、分岐器の可動レールを機械的に固定し、保持する機能。

**3.4****転換鎖錠システム**

分岐器を所定の方向に転換制御し、照査及び鎖錠することで、列車が分岐器上を所定の方向に通過できるようにする装置構成。

**3.5****動力伝達機器類**

転換鎖錠システムを構成する要素のうち、スイッチアジャスタ、エスケープクランクなどの動力を伝え